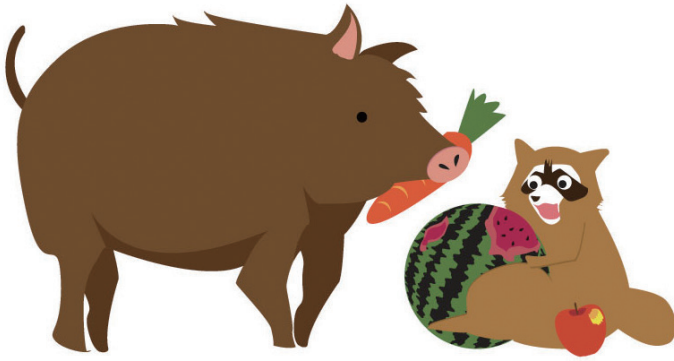


電気柵整備補助金の申請を受け付けます

町では、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害対策のために、電気柵の整備に対する補助を行います。

申請は令和8年7月23日(木)から受け付けますので、希望者は次の必要書類を持参し、役場農政課へお越しくください。



問い合わせ先

役場農政課農政係
☎(86)1136
「直通」

インフォメーション



1 補助対象

電気柵本体および付属品

2 補助額

購入費用の2分の1の額から1000円未満の端数を切り捨てた額で、補助限度額6万円まで

3 次の全ての該当者が申請できます

- (1) 町内に住所があり、町内に居住している
- (2) 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農作物の出荷実績があるかたのいずれかに当てはまる
- (3) 設置する農地の作物を販売または飼料作物を家畜へ供給することを目的としている
- (4) 町内で10^ア以上の農地を耕作している
- (5) 町に支払うべき税などを滞納していない

4 申請に必要なもの

- (1) 見積書や購入予定額がわかる書類
- (2) カタログ等の商品がわかる書類
- (3) 納税証明書（役場税務課で取得）
- (4) 出荷伝票の写し (3 (2) 「出荷実績があるかた」で申請する場合のみ)

安全なおもちゃ花火の使用方法

これから夏になると、おもちゃ花火を使用する機会が増えます。子どもたちにとって身近な夏の風物詩のおもちゃ花火は、「おもちゃ」とはいえ原料は火薬有りの危険物です。使用する際は注意書きや使用方法をよく読み、近隣の迷惑にならないよう次のルールを守って遊ばしましょう。



- また、阿久根地区消防組合では、管内の園児を対象に花火の正しい知識や危険について周知するとともに、子どもの火遊びによる火災やけがなどの減少を目的に「おもちゃ花火教室」を毎年行っています。
- ① 花火遊びの時間と場所は迷惑にならないようにしましょう。
 - ② 花火をする前にバケツと水を用意しましょう。
 - ③ 花火は必ず燃えるもののない広い場所で遊ばしましょう。
 - ④ 花火が終わったら花火のごみは必ず持ち帰りましょう。



問い合わせ先

阿久根地区消防組合阿久根消防署
東分遣所
☎(86)0119「直通」
長島分遣所
☎(88)5333「直通」